

賃貸借契約書

- | | | |
|------------|---------------------|----------------|
| 1. 件 名 | | |
| 2. 契 約 金 額 | 金 | 円(内消費税等額
円) |
| 3. 賃貸借期間 | 平成 年 月 日から平成年 月 日まで | |
| 4. 設 置 場 所 | 仕様書のとおり | |
| 5. 契約保証金 | 免 除 | |

上記品名の物品（以下、「物品」という。）につき、国立研究開発法人海洋研究開発機構分任契約担当役 経理部長 ○○ ○○ を甲として、株式会社○○○○○ 代表取締役○○ ○○を乙として、次の条項によって賃貸借契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、この契約書及び仕様書に基づき、乙の所有物である物品を甲の使用に供するものとし、甲は、乙にその代金を支払うものとする。

(債権譲渡の禁止等)

第2条 乙は、甲の承認を受けないで、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡若しくは継承せしめ又は担保に供してはならない。

ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）

第1条の3に規定する金融機関に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(経済情勢等による変更)

第3条 この契約期間中に経済情勢の変動その他異常な事態の発生により、契約金額が著しく不適当であると認められるに至ったときは、甲、乙協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

(物品の管理)

第4条 甲は、契約期間中善良な管理者の注意をもって物品を管理しなければならない。

(物品の現状変更)

第5条 甲は、物品の設置場所の変更又は改造等現状の変更を行う場合は、事前に乙の承認を得なければならない。

(物品の交換)

第6条 甲は、物品に故障が多く使用に支障があると認めたときは、乙と協議のうえ物品の交換

を求めるができるものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、契約期間終了後、乙の適正な支払請求書を受理した日が属する月の翌月末までに代金を支払うものとする。

2 乙は、前項の規定に拘らず、賃貸借の開始後直ちに前金により支払請求することができるものとする。この場合、第1項の規定を準用する。

(支払遅延利息)

第8条 甲が、その責に帰すべき事由により前条の期日内に代金を支払わない場合には、甲は、乙に対して期日満了の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

2 甲は前項の規定により計算した遅延利息の金額が100円未満であるときは、乙に遅延利息を支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、次の各号に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、頭書の契約期間に入っても物品の設置を行わない場合。
- (2) 前号のほか乙がこの契約条項に違反したと甲が認めた場合。
- (3) 乙が解約を申し出た場合。（第10条に基づく場合を除く。）
- (4) 乙が破産手続開始決定を受け、契約を完了する見込がないと甲が認めた場合。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

(乙の解除権)

第 10 条 乙は、次の各号に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲が故意に物品を損傷した場合。
- (2) 甲が第 5 条に違反した場合。

(前払金の精算)

第 11 条 乙は前 2 条によりこの契約が解除になった場合、第 7 条第 2 項に基づき受領した前払金があるときは、精算のうえ甲に返納しなければならない。

(違約金)

第 12 条 乙は、第 9 条第 1 号から第 4 号により契約を解除された場合は、解除部分に相当する代価の 100 分の 10 を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償金)

第 13 条 甲は、第 9 条第 1 号から第 4 号により契約を解除したことにより損害が生じたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として、乙に請求することができるものとする。

2 乙は、第 10 条により契約を解除したことにより損害が生じたときは、甲、乙協議して定める金額を損害賠償金として、甲に請求することができるものとする。

(物品の返還)

第 14 条 甲は、この契約が期間満了、契約解除等により終了したときは、物品を乙に返還するものとする。

(支払金額の相殺)

第 15 条 この契約により甲が乙より徴収する金額がある場合には、甲が乙に支払う金額と相殺することができる。

(秘密の保持)

第 16 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第 17 条 本件業務に係る個人情報取り扱いに関しては、「個人情報の取扱いに関する特約条項」に定めるところに従うものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第 18 条 この契約について、甲、乙間に紛争を生じたときは、両者の協議により決定した者に裁判を依頼しその裁定により処理するものとする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第 19 条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が乙に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、この契約に関して、第 1 項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

4 乙が上記の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第20条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ別途定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通これを保持するものとする。

平成 年 月 日

甲 神奈川県横須賀市夏島町2番地15
国立研究開発法人海洋研究開発機構
分任契約担当役 経理部長 ○○ ○○

乙 ○○○○○○○丁目○番○号
株式会社○○○○○
代表取締役 ○○ ○○

個人情報の取扱いに関する特約条項

一般条項第 17 条に規定する個人情報の取り扱いに関する特約条項を次のとおり定める。

(個人情報の内容)

第1条 甲は乙に対し、甲の保有個人情報(独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号) 第 2 条第 3 項に規定するものをいう。以下同じ。) の取扱いに係る業務を委託する場合、当該保有個人情報を特定し、個人情報である旨を明示しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第2条 乙は、第 1 条に基づき甲よりその取扱いに係る業務の委託を受けた保有個人情報(以下、「本件個人情報」という。)について、本契約の目的の範囲内でのみ使用する。

(利用の制限)

第3条 乙は本件個人情報を第三者に提供・開示・漏洩してはならない。ただし、法令の定めに基づき、または権限のある官公庁等から要求があった場合はこの限りではない。

(安全管理措置)

第4条 乙は本件個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、責任者等の管理体制・個人情報の管理状況について書面で甲に通知するものとする。
2 その他必要な措置の細目について乙は甲に事前に承認を得るものとする。

(秘密保持)

第5条 乙は契約の業務履行上知り得た保有個人情報を本契約期間中及び本契約終了後も第三者に提供もしくは漏洩してはならない。但し、公知公用となる情報については適用の対象外とする。

(再委託制限)

第6条 第 1 条にかかわらず、乙は本件個人情報を再委託してはならない。ただし、再委託につき、書面による甲の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。また、乙が本件個人情報の取扱いに係る業務を再委託しようとする場合、乙は再委託先に本契約と同等の義務を課した契約を締結するものとし、乙が当該義務に違反した場合、これを乙の契約違反とみなすものとする。

2 前項の規定は、再委託先が再再委託を行う場合以降も適用する。

(複製の制限)

第7条 乙は本件個人情報を本件業務遂行以外の目的で、保管、加工、利用、複写又は複製をしてはならない。

(監査)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し本件個人情報の取扱状況につき監査を行うことができる。その結果、不適正な取扱があると判断した場合、甲は乙に対し改善要求することができ、乙はこれに従わなければならない。

(漏洩時の対応)

第9条 乙は本件個人情報の漏洩事故が発生した場合又は発生したおそれがある場合は、直ちに甲に報告するとともに、その指示に従わなければならぬ。このとき、甲及び乙は、事故の拡大または再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

(業務終了時の処置)

第10条 乙は本件個人情報について、本契約が終了した時点で甲の指示により返却または廃棄するものとする。返却または廃棄の処置結果は書面にして甲へ提出するものとする。

(違反の場合の処置)

第11条 乙がその責に帰すべき事由によって、漏洩等の事故が発生し、甲に損害が生じた場合、又は重大な損害を与える恐れがあるときには、原契約に従って本個別契約の一部又は全部を解除することができるものとし、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。

以上